

○国立市生活保護業務適正化に関する調査検証委員会条例

平成 31 年 3 月 27 日条例第 2 号

国立市生活保護業務適正化に関する調査検証委員会条例

(設置)

第 1 条 市の生活保護業務における生活保護費の過支給、漏給等の不適正な事務処理（以下「不適正処理」という。）について、庁内で実施した内部調査の結果を客観的かつ公正な立場から検証し、適正な事務執行に向けて再発防止策の検討及び提言を行うため、国立市生活保護業務適正化に関する調査検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) 不適正処理に係る内部調査の検証に関すること。
- (2) 不適正処理の調査に関すること。
- (3) 不適正処理の再発防止策の提言に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、不適正処理に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、行政、福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定による答申のあった日をもって終了する。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(説明等の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、市の職員その他の関係者に対して説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第75号を第76号とし、第55号から第74号までを1号ずつ繰り下げ、第54号の次に次の1号を加える。

(55) 生活保護業務適正化に関する調査検証委員会委員

第4条中「第2条第15号から第72号まで」を「第2条第15号から第73号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第73号から第75号まで」を「第2条第74号から第76号まで」に改める。

別表第2中

「	地域保健福祉施策推進協議会委員	〃 9,100 円	」を
「	地域保健福祉施策推進協議会委員	〃 9,100 円	
	生活保護業務適正化に関する調査検証委員会委員	〃 9,100 円	」に改める。